

玉村都市計画土地区画整理事業の決定（玉村町決定）

都市計画文化センター周辺地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		文化センター周辺地区土地区画整理事業		
面 積		約 8.4 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めているとおりとする。
		幹線道路	文化センター通り線	
	上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 4m～6m を中心とした区画道路及び歩行者専用道路を適切に配置する。			
	公園及び緑地	公園及び緑地については、街区公園を標準規模とし地区内に適切に配置し、施行区域面積の 3%以上を確保する。		
その他の 公共施設		下水道については、玉村町公共下水道により整備する。 調整池については、下流域がオーバーフローしないように適切に配置する。		
宅 地 の 準 備		低層住宅を主体とした住宅系の土地利用とする。 街区の規模については、現状の街区を基本に計画する。 既存の住宅地や区画道路等と整合を図りながら宅地の整地を行うことを基本とし、都市計画道路を中心に良好な住宅地を配置する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、既存市街地に隣接し、玉村都市計画区域マスタープランにおいて地域拠点として、玉村町都市計画マスタープランにおいては住宅系構想市街地として位置づけられている地区である。

今回、市街化区域に編入をするとともに、道路、公園及び下水道等を整備し周辺地域との調和のとれた利便性の高い居住環境を創出するため、約 8.4ha の区域を土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定するものである。